

SAPPORO LEADING企業認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、SAPPORO LEADING企業の認定について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、みなし大企業に該当しないものをいう(別紙1のとおり)。
- (2) 大企業 中小企業以外の企業をいう。
- (3) 付加価値額 各企業の決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額をいう。
- (4) 新規株式上場 会社が初めて株式市場に上場することをいう。
- (5) SAPPORO LEADING企業 札幌市による支援対象としての認定を受け、認定期間内に事業活動により1年間に創出する付加価値額が認定前直近期末(認定後3か月以内に決算期が到来する場合は、認定後初めて到来する決算期)と比較して20%以上増加した企業又は新規株式上場した企業であつて、札幌市に「SAPPORO LEADING企業」として認定された企業(以下「SL企業」という。)をいう。
ただし、認定前直近期末について、特段の配慮を要する事情があると札幌市が認めた場合には、他の決算期等を用いることができる。
- (6) SAPPORO NEXT LEADING企業 SNL企業となることが見込まれる企業として、札幌市が認定した企業(以下「SNL企業」という。)をいう。

(認定審査会)

第3条 SNL企業の認定に必要な審査を行うために設置するSNL企業認定審査会(以下「認定審査会」という。)が、SL企業の認定審査を兼ねて行う。

2 審査会に関する事項については、別に定める。

(審査対象)

第4条 付加価値額の増加または新規株式会社上場の目標を達成したSNL企業を対象とする。

(不誠実行為の禁止)

第5条 審査対象となるSNL企業は、認定審査の過程で事実と異なる内容を申告する等不誠実行為を行ってはならない。

(認定審査会への付託)

第6条 札幌市は、SL企業の認定審査対象となるSNL企業を選定したうえで、

認定の審査を認定審査会に付託する。

(審査)

第7条 審査会は、付託された案件について、次の各号に掲げる事項を審査し、審査の結果を札幌市に報告する。

- (1) 付加価値の向上または新規株式上場の目標達成状況
- (2) (1)の状況が中長期に渡り継続する持続性
- (3) 札幌経済を牽引するロールモデルとしての適格性
- (4) その他審査会において審査が必要であると認めた事項
- (5) 前4号を踏まえたSL企業認定の適否

(認定)

第8条 札幌市は、前条の規定による審査の結果に基づき、SL企業を認定するものとする。

(認定の通知)

第9条 札幌市は、前条の規定による認定をしたときは、速やかに対象者にその旨を通知するものとする。

(認定の取消)

第10条 札幌市は、SL企業として認定を継続することに著しい支障が生じると判断した場合、認定を取り消すことができる。

2 前項に加え、次の各号に該当すると札幌市が判断した場合、認定を取り消すことができる。

- (1) 税の滞納をしている。
- (2) 次に掲げる業種又は企業である。
 - 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当する企業
 - 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する業種
 - 3 公序良俗に反する行為及び重大又は悪質な法令違反をしている企業
 - 4 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業
 - 5 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業
 - 6 その他前各項に準ずる業種又は企業

(認定の辞退)

第11条 SL企業は認定を辞退することができる。

2 認定を辞退するSNL企業は、認定辞退届出書(別記様式6)を札幌市に提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年11月27日から施行する。